⑻　本業務は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する対象業務である。

⑼　本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う。

⑽　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和５・６年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務に係るＡ等級又はＢ等級に格付けされて登録されている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　建設コンサルタント登録規定（昭和52年４月15日建設省令告示第717号）に基づき「森林土木」部門の登録を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　四国４県（四国森林管理局管内）に本店・支店又は営業所があること。

⑺　平成21年４月１日から令和６年３月31日までの間に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した業務のうち、下記に示す同種業務の実績である場合にあっては、業務成績評定通知書の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満であるものを除く。

同種業務：治山事業における地すべり機構調査業務

⑻　当該業務に係る技術提案書が適正であること。

⑼　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①　特記仕様書において定めがある場合を除き、建設コンサルタント業務については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第3106条第３項に該当する者であること。

②　平成21年４月１日から令和６年３月31日までの間に上記⑺に掲げる業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等の発注した業務のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、調査等業務成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　森林管理局長等が発注した業務で、令和４年４月１日から令和６年３月31日までの２年間に完了・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和６年５月16日午前９時から令和６年６月10日午後５時（持参する場合は午前９時から正午及び午後１時から午後５時）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）

②　場所：〒780―8528 高知県高知市丸ノ内１丁目３―30　四国森林管理局経理課内契約適正化専門官　電話088―821―2011

③　その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に承諾書を持参又は郵送等（郵送等の場合は、配達証明のできるものに限る。以下「郵送等」という。）すること。

⑶　技術提案書等は入札説明書により作成すること。

⑷　⑵に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価の方法等

①　技術等に対する得点は、評価項目毎の評価点の合計とし、得点配分は最大60点とする。ただし、評価点の満点が60点を超えることから、得られた評価点に60／64を乗じた数値を技術点として与える。

※技術点については、小数点以下第２位を切り捨てて算出する。

②　入札価格に対する得点配分は、入札価格を予定価格で除して得た数値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（30点）を乗じて得た値とする。

得点＝価格に対する配分得点×（１－入札価格／予定価格）

③　総合評価は、入札者の申込みに係る①と②の合計による「評価値」をもって行う。

⑵　技術提案書の評価基準等　以下に示す項目を評価項目とする。

①　予定技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した業務の成績、技術者の専任性、技術者の継続教育

②　企業の実績、能力、信頼性に関する事項

低入札価格調査等の実績、企業の業務成績、優良表彰（過去10年間）、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、指名停止措置等の不誠実な行為の有無、賃上げの実施の表明

③　業務の実施方針等に関する事項　業務の理解度、実施手順の妥当性

④　技術提案に関する事項（提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項）　総合的なコストに関する事項、工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項、社会的要請に関する事項

技術点に対する得点は、①の項目については25点、②の項目については14点、③の項目については10点、④の項目については15点とする。

⑤　技術提案の履行確実性に関する評価　履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」のとおりとする。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

イ　技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。